

2月12日 全員協議会資料

保育所等の利用者負担(案)について

保健福祉部
子ども家庭課

平成27年度からの利用者負担について

改定の趣旨、ポイント

○新制度における利用者負担については、応能負担の原則に基づき、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の保育料の水準を基に、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとされている。

○保育所の利用者負担を決定する際に基礎となる税額は、所得税額から市民税額への変更となる。(所得を証明する書類の提出は不要となる。)

○利用者負担の切り替え時期は、市民税の賦課決定時期が6月となるが、事務負担や保護者への周知に要する期間等を考慮して9月とする。

改定の方針

○利用者負担については、国が定める水準より低い、現行の保育所の保育料の水準をおおむね維持するように設定する。

○国の所得階層は8階層となっているが、桑名市では現行どおり16階層として、世帯の所得状況にきめ細やかに配慮する。

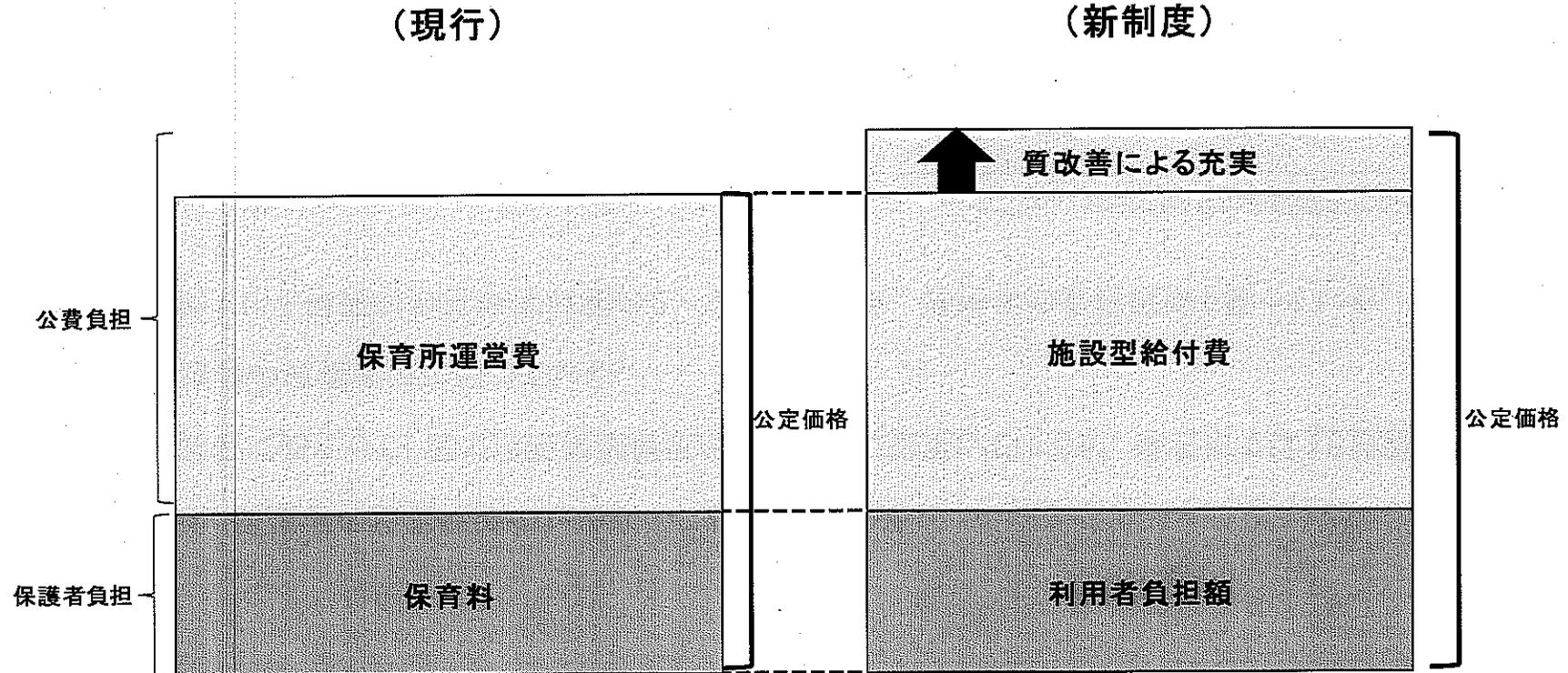
改定の内容

○国の基準を基に、現行の利用者負担の水準を維持するよう各階層を設定する。

○国が定める基準では、新制度を踏まえて、保育標準時間と保育短時間の利用者負担額が示されていることから、国の保育標準時間の利用者負担額に対する短時間の利用者負担額と同じ比率(1.7%)を減じた額を利用者負担額として設定する。

現行と新制度における財政構造の比較

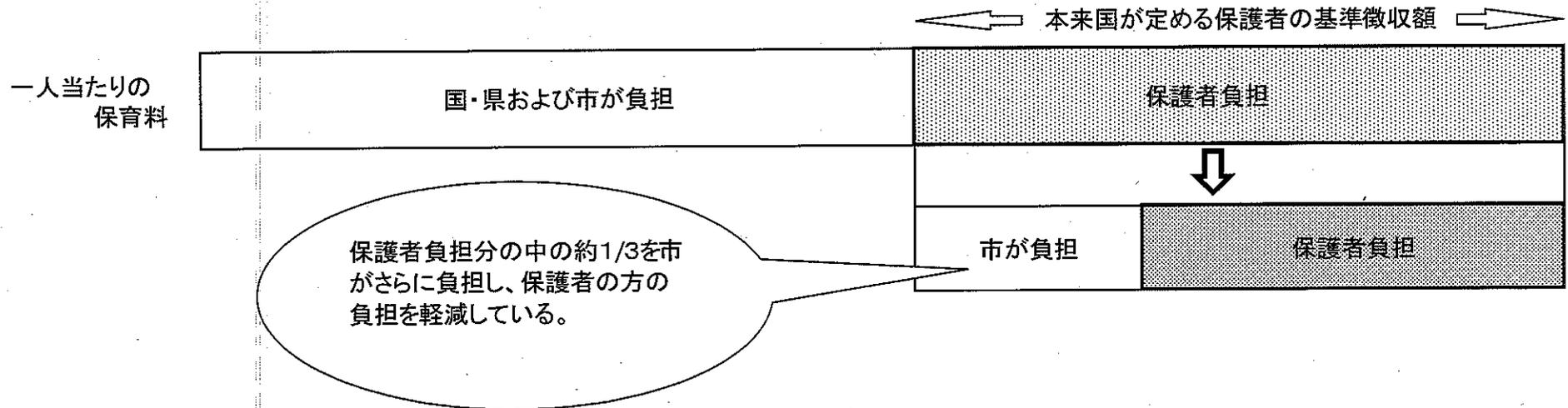
新制度では、保育の「質の改善」（職員研修の充実や職員の処遇改善など）を図るため、消費税増収分を活用することにより公定価格が引き上げられた。一方で、保育所の保護者の負担は、国が定める基準では現行の利用者負担の水準を基本として設定することとされた。



保護者負担の現状

桑名市では、保護者の負担軽減のため次のことを行っている。

- ◆保育料算定にあたって、国では所得階層区分を8段階に設定しているが、桑名市では16段階に細分化して、保護者の負担軽減に努めている。
- ◆国が定めている保育料の基準徴収額の2/3程度に抑え、保護者の負担軽減を図っている。



現行の保育料

国の階層区分

桑名市の階層区分

階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	
1	被保護世帯	0	0	1	被保護世帯	0	0	
2	市民税非課税世帯	9,000	6,000	2	前年度分の市民税非課税世帯	0	0	
3	市民税課税世帯	19,500	16,500	3-1	前年度 市民税所得割非課税世帯（均等割のみ）	8,000	5,500	
		19,500	16,500	3-2	住民税課税額 市民税所得割のある世帯	10,000	8,000	
4	40,000円未満	30,000	27,000	4-1	前年分 所得税課税額	所得税7,000円未満	13,400	10,900
		30,000	27,000	4-2		所得税7,000円以上19,000円未満	16,400	13,900
		30,000	27,000	4-3		所得税19,000円以上40,000円未満	21,400	17,900
5	40,000円以上 103,000円未満	44,500	41,500	5-1		所得税40,000円以上60,000円未満	27,400	21,900
		44,500	41,500	5-2		所得税60,000円以上82,000円未満	33,400	24,900
		44,500	41,500	5-3		所得税82,000円以上103,000円未満	36,900	26,400
6	103,000円以上 413,000円未満	61,000	58,000	6-1		所得税103,000円以上153,000円未満	40,400	27,900
		61,000	58,000	6-2		所得税153,000円以上280,000円未満	41,900	29,400
		61,000	58,000	6-3	所得税280,000円以上413,000円未満	43,400	30,400	
7	413,000円以上 734,000円未満	80,000	77,000	7-1	所得税413,000円以上540,000円未満	44,400	30,900	
		80,000	77,000	7-2	所得税540,000円以上734,000円未満	45,400	31,400	
8	734,000円以上	104,000	101,000	8	所得税734,000円以上	46,400	31,900	

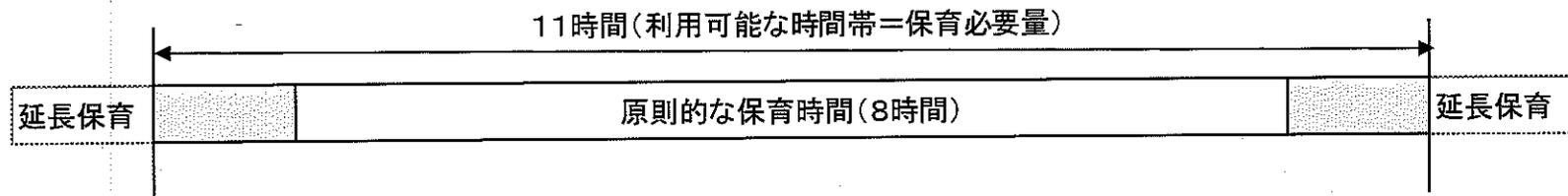
新利用者負担額

国の階層区分				桑名市の階層区分				3号認定(0~2歳)		2号認定(3~5歳)	
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児	階層区分	定 義	標準時間	短時間	標準時間	短時間		
1	被保護世帯	0	0	1	被保護世帯 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0		
2	市民税非課税世帯	9,000	6,000	2	1階層を除き、前年度市民税(9月以降は当該年度市民税)の区分が次の区分に該当する世帯	0	0	0	0		
3	所得割課税額48,600円未満	19,500	16,500	3-1		市民税のうち所得割非課税世帯	8,000	7,900	5,500	5,400	
				3-2		市民税所得割額48,600円未満	10,000	9,800	8,000	7,900	
4	48,600円以上97,000円未満	30,000	27,000	4-1		市民税所得割額48,600円~54,000円未満	13,400	13,200	10,900	10,700	
				4-2		市民税所得割額54,000円~69,000円未満	16,400	16,100	13,900	13,700	
				4-3		市民税所得割額69,000円~97,000円未満	21,400	21,000	17,900	17,600	
5	97,000円以上169,000円未満	44,500	41,500	5-1		市民税所得割額97,000円~118,000円未満	27,400	26,900	21,900	21,500	
				5-2		市民税所得割額118,000円~146,000円未満	33,400	32,800	24,900	24,500	
				5-3		市民税所得割額146,000円~169,000円未満	36,900	36,300	26,400	26,000	
6	169,000円以上301,000円未満	61,000	58,000	6-1		市民税所得割額169,000円~198,000円未満	40,400	39,700	27,900	27,400	
				6-2		市民税所得割額198,000円~260,000円未満	41,900	41,200	29,400	28,900	
				6-3		市民税所得割額260,000円~301,000円未満	43,400	42,700	30,400	29,900	
7	301,000円以上397,000円未満	80,000	77,000	7-1		市民税所得割額301,000円~338,000円未満	44,400	43,600	30,900	30,400	
				7-2		市民税所得割額338,000円~397,000円未満	45,400	44,600	31,400	30,900	
8	397,000円以上	104,000	101,000	8		市民税所得割額397,000円~	46,400	45,600	31,900	31,400	

「保育標準時間」と「保育短時間」

新制度では、保育認定に関して保護者の就労実態等に応じ、2区分（「保育標準時間」、「保育短時間」）が設定され、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるように配慮することとされた。

「保育標準時間」 おおむね1か月あたり120時間以上の就労が対象



「保育短時間」 おおむね1か月あたり60時間以上120時間未満の就労が対象

